

第12回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和2年12月25日(金)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時21分 閉会	
教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 久保田 悦 子 教育委員 長 野 吉 泰	議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名	総 務 課 長 万 膳 正 見 学 校 教 育 課 長 松 元 浩 幸 社 会 教 育 課 長 轟 木 成 実 スポーツ推進課長 平 崎 祐 実 学校給食センター所長 丸 目 良 平 書 記 浅 山 典 久	
議 事 日 程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(森教育長) ただいまから令和2年第12回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和2年第11回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(浅山係長) 令和2年第11回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和2年第11回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の11月25日から12月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。</p> <p>(別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員お願いいたします。</p> <p>(永野委員)</p>			

はい。教育長の話と重なるかもしれませんが、11月27日に市の山野小学校研究公開があり、参加をいたしました。特に、複式の3・4年生算数科の授業公開でしたが、先生の力量もさることながら、内容がすごく充実していて、2年にわたっての研究公開の成果もあり、レベルが高いなど感じました。他校の先生方も皆さん研究公開に来ていらっしゃるの、非常にいい公開でした。また、素晴らしい授業を他校の先生方もいい方向に学んでいただければ、伊佐市の教育ももっともっと伸びていくのではないかなと感じました。他の授業などやるべきことがたくさんあるかと思いますが、こういった授業公開をどんどん進めていただきたいと思いました。非常に素晴らしかったです。

11月29日の海潮忌・文学フェスティバルに参りました。コロナ化のなかで、参加者は少なかったですが、教育長も言われましたように、県内外いろんな所から応募作品があつて、受賞者も遠方からほとんど来ていらっしゃるの、そういうのを見ると、この文学フェスティバルの位置づけというのが県下の中でも大事なセレモニーだなど思っております。今回このイベントを行ったというのは、非常に意義があるのではないかと思います。ただ、参加者が少ないのはしょうがありませんが、議員の方々が出席について迷っていることも聞きましたので、せめて文教厚生委員には案内をしたほうがいいと私は思ったところです。今、コロナ化のなかで、密を避けるためにということなのかもしれませんが、教育委員会の行事案内は、出してもいいのではないかと思います。

昨年も言いましたが、人を集めるためにやっているのではないと思いますが、子どもたちは、受賞が終わると保護者と一緒に帰りますので、鼎談になるとほとんどいません。ちょっと寂しい思いがしました。盛り上がりを持続させるためにも、ある程度声かけをして、参加者がいた方がいいような気がしました。話を聞くと、色んな面で勉強になります。文学を志した人たちだけが関心をもつ会なんでしょうけど、もう少しすそ野が広がっていったらとちょっと感じました。行事の位置づけとしては、なかなかいい意味があったと思います。

次は、12月4日に市の研究公開で湯之尾小学校に参りましたが、国語科のICT活用ということで、授業を見させていただきました。これもまた、私も初めて子どもたちと先生がタブレットを持って行う授業を見て、教育長も言われていますように、市外の他の学校では、どんどん行っているというのを聞くと、これはちょっと遅れをとったらいけないなど感じました。ですので、こういったいい授業といいですか、他の先生方にも学んでいただければいいかなと思って、この研究公開は、非常によかったです。今年は、大口小学校をはじめ3回ありましたが、中身が非常に充実していて、研究公開の成果というのが先生たちだけではなくて、子どもたちにも反映しているというのを感じましたので、教育委員会においてもどんどん推進していただきたいと思いました。非常にいい公開だったと思います。また、公開後の指導の先生方の助言等も的確でしたが、たまには、学校の先生方だけではなくて、PTAの保護者の方々にも聞かせたいなど感じましたので、次の機会にでも活用できればなど思いながら、素晴らしい研究公開に参加させていただきました。よかったなと思っております。

私の方は、以上でございました。

(教育長)

はい。ありがとうございます。

では、久保田委員お願いいたします。

(久保田委員)

はい。すみません。私の方は、特にありません。

(教育長)

はい。長野吉泰委員お願いいたします。

(長野吉泰委員)

はい。私も、11月27日の山野小学校研究公開に行かさせていただきました。すごく天気もいい日で気持ちよく、先生方の熱心な討論を見ていて、伊佐の教育もいいなと思いながら見たところでした。

他には、ございません。

以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

では、議事に進みたいと思います。

今回は、報告事項が2件、付議事件が1件ございます。

まず、報告第17号「伊佐市教育委員会教育長職務代理者の指名について」、事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。報告第17号「伊佐市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を説明いたします。

定例会資料は、3ページになります。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成28年度から新教育長制度がスタートしておりますが、教育長は、同法第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とされております。

これは、改正後の新制度においては、教育長がこれまでの事務方の代表という立場から、教育委員会の構成員となり、かつ全体の代表者となることから、同職務代理者についても、教育委員の中から選任、指名するというようにしたものでございます。

従いまして、職務代理者については、教育長があらかじめ指名を行った「永野 治 委員」とし、その任期を令和2年12月12日からの開始日として、本日、ご報告するものでございます。

なお、職務代理者の任期についてでございますけれども、法に定めはなく、昨年と同様の1年間とし、令和3年12月11日までとすることといたします。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

ではないようですので、報告第17号「伊佐市教育委員会教育長職務代理者の指名について」は、承認ということでよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

永野委員よろしく願いいたします。

(永野委員)

はい。

(教育長)

報告第17号は、承認されました。

続いて、報告第18号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算(第11号)について」、事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。報告第18号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算(第11号)について」を説明いたします。

定例会資料は、4ページになります。

本件につきましては、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項」の規定により、臨時代理を行い、同条第2項に基づき報告するものでございます。

別冊の「令和2年度一般会計補正予算(第11号)」により説明をいたします。

そちらの方をご覧ください。

今回は、先月の定例会で次回の追加があるということで説明をしておりました来年度の特別支援学級増に伴う措置分と、それ以降、新たに教職員住宅に関する補正予算が出てまいりました。この2つの案

件に関する12月議会追加分になります。

予算資料の4ページをお開きください。

歳出になります。

款10)教育費、項1)教育総務費、目5)教職員住宅費、節12)委託料、業務委託の増額及び節14)工事請負費 土木工事の増額でございます。

昭和53年度に建設いたしました針持小学校校長住宅につきましては、地理的に見た説明になりますが、手前にある針持郵便局の敷地を通ることで出入りをしておりましたが、郵便局の地主の方から、今後の通行についてやめてほしい旨申し出がございました。そのため、このままでは出入りできない状況となります。そういうことから、新たに別の進入路を設ける必要が出てまいりましたので、進入路の設計委託費と工事費を計上させていただきました。

郵便局の敷地を通路として使用させていただくことになった昭和53年建設当時の経緯は、記録に残されておりませんが、今となってはそこらへんや良く分からないところでございます。43年になります。進入路は、確実にその時に独自で確保すべきであったのではないかと考えております。こういうことで、今後、すべての業務におきまして、このようなことが無いよう、完結までの業務を確実にを行い、もし未処理等がありました場合は、次の担当に確実に引継ぐということに努めていかなければならないと反省しております。

次に、下の枠になります。

ここからは、特別支援学級増に伴う措置分になります。

来年度は、大口小学校1学級、羽月小学校1学級、針持小学校1学級、大口中央中学校4学級、菱刈中学校1学級の増が見込まれることから、早めの措置を行っております。

項2)小学校費、目1)学校管理費、節10)需用費でございますけれども、3学級分の一般消耗品17万4,000円の増額、修繕料の増額は、黒板移設や黒板照明の設置等を計上いたしております。

また、節17)備品購入費、345万1,000円は、児童用机・椅子などの学校管理備品や、ルームエアコンとアコーディオン式の間仕切りなど、その他備品を計上いたしております。

また、目2)教育振興費、節10)需用費、3学級分の教材消耗品15万円を増額し、節17)備品購入費75万3,000円の増額につきましては、3学級分の教材備品と、教師校務用端末パソコン3台分を計上してございます。

5ページになります。

項3)中学校費、目1)学校管理費、節10)需用費、5学級分の一般消耗品45万6,000円の増額を計上してございます。

また、節14)工事請負費2,080万円の増額は、大口中央中学校の教室改造の建築工事費と、大口中央中学校の空調未設置教室への空調設備工事を計上しました。この空調設備工事については、年度を越えての施工となることから、2ページの方に繰越事業として計上してございます。

5ページの方にお戻りください。

大口中央中学校では、今後数年間は生徒数が微増傾向にあり、また、支援を要する生徒は、大口地区の小学校の支援学級の状況から急速に増加すると思われれます。そのため、普通教室として未使用の教室、空調未設置2部屋、この部屋をパーテーションで仕切り、空調設備を設置して、特別支援学級4室を確保いたします。

なお、菱刈中学校につきましては、空調設置済みの教室が確保できることから、工事請負費は計上してございません。

節17)備品購入費、70万9,000円の増額は、生徒用机・椅子などを計上しました。

目2)教育振興費、節10)需用費、これは5学級分の教材消耗品25万円の増額、節17)備品購入費125万5,000円の増額は、5学級分の教材備品と、教師校務用端末パソコン5台分になります。

以上でございます。

(教育長)

はい。特別支援学級増の対応ということで説明がありましたが、ただいまの説明について、ご意見・

ご質問等はないでしょうか。

(全員)

ないです。

(教育長)

ご意見・ご質問等ないので、報告第18号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算(第11号)について」は、承認ということによろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

報告第18号は、承認されました。

これより、付議事件に入ります。

議案第27号「伊佐市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第27号「伊佐市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、5ページになります。

今回の制定につきましては、昨年まで国が定める「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に基づき行っておりましたので、特別支援教育就学奨励費補助金について、伊佐市での支給根拠となる要綱など文書化されたものがなく、かつ、伊佐市では、昨年度までの支給項目に国が追加をいたしました1項目を追加することとしておりますため、伊佐市で要綱を制定することといたしました。

伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

6ページをお開きください。

第1条主旨としまして、「この告示は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、伊佐市立小学校もしくは中学校特別支援学級等に就学する児童もしくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。」という趣旨を示してございます。

第2条定義としまして、第1号保護者でございますけれども、「本市の小学校又は中学校に通学する学齢児童又は学齢生徒の保護者をいう。」としております。

第2号収入額でございますけれども、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法というのがございます。その算定方法により算定した保護者の属する世帯の収入額をいうとしてございます。この収入・支出は、あとで出てきます。また、ご説明いたします。

また、第3号需要額は、これは支出の話ですけれども、生活保護法第8条第1項に定める基準により算定した保護者の属する世帯の需要の額をいうとしておりますが、何のことになるかということでございますけれども、具体的には、10ページの様式第2号をご覧ください。「特別支援就学奨励費に係る収入額・需要額調書」をご覧ください。

左側にあります所得控除前の総所得金額等から社会保険料等の控除額等を差し引いた収入額、これが収入ということになります。今度は支出になってきます。通学費などの、教育扶助基準。第1類。第1類というのは、世帯でこれだけかかるであろうという費用のことでございますけれども、第1類などの生活扶助基準。これらを合計したのが生活保護の計算上、これだけの支出がかかるであろうという需要額でございます。右下の3段目にございますけれども、収入額を需要額で割ります。この割った率が、また元に戻っていただきますけれども、第3条の支給対象者や、第4条の支弁区分の判定へと影響が出てまいります。この率が、影響してくるということになります。

ということで、6ページの方にまたお戻りいただきたいと思っております。

第3条は支給対象者のことでございますけれども、「就学奨励費の支給の対象となるものは次にかか

げる保護者とする。」ということでございます。ただし、「生活保護法の規定による生活扶助」、それから、「教育扶助を受けている者」、それから、「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱による就学援助を受けている者」、それから、「児童福祉施設等に入所もしくは入院し、就学に係る措置費もしくは療育の給付を受けている者を除く」ということでしてございますので、まずは、今言いました生活保護とか教育扶助とかを適用されている方は、除外ですよと。逆に言えば、そちらの方が優先ですよということでございます。それに対象にならない方が該当しますよという意味でございます。

そのことを踏まえまして、先ほどの割合がここで出てまいります。

第1号でございますけれども、特別支援学級に在学する児童生徒の保護者であって、当該保護者の収入額が需要額の2.5倍未満の者。先ほどの割合が2.5未満の者になります。

第2号では、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度、肢体不自由とか、聴覚障害などですけれども、手帳の等級等により判定方法を定めてございますが、この第2号につきましては、特別支援学級に在学しなくても、これに該当する児童生徒の保護者である場合は、当該保護者の収入額が需要額の2.5倍未満の者も対象となりますよという意味でございます。肢体不自由と、特別支援学級に通う児童生徒の2つの区分があるということでございます。

それから、7ページになります。

第4条支弁区分。今度は、助成をする区分でございますけれども、先ほどと重複するようなことを書いてございますけれども、文部科学大臣が定める基準の例による収入額。先ほど説明した収入額。それから、生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した需要額。先ほど、表で見ていただきました右側の部分。どちらも保護者の属する世帯の額でございますけれども、その比較により、第1号という区分では、第1段階収入額が需要額の1.5倍未満の者。先ほどの計算で1.5倍未満。第2号は第2段階としまして、1.5倍以上2.5倍未満の者でございます。第3号は第3段階としまして、2.5倍以上の者までを記載のとおり区分するということになっております。これはもう国の基準でこういう区分をしなさいということがございますので、ここに明記してございます。

それから、第5条でございます。就学奨励費の範囲及び支給額でございますけれども、「就学奨励費の範囲は、次に掲げる事項の全部又は一部とし、その支給額は市長が別に定める。」としてございます。第1号では、学用品費をはじめ、第7号までを範囲といたします。冒頭で申しました国の基準では、このほかに体育実技用具費や通学費など6項目がまだほかにあるわけなのですけれども、「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱」による就学援助費が別にご覧いただけますけれども、その炎上人の均衡を図るため、この項目については、支給項目に入れてございません。これは、伊佐市独自でございます。

また、本年度より、第7号の「オンライン学習通信費」というのが追加されましたので、伊佐市の方も追加してございます。その項目が、支給する範囲ということになります。

それから、第6条資格認定の申請及び決定。この第6条以降は、主に手続き等を示している条項になります。

「就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、次に掲げる書類を、学校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。」としておりまして、第1号が資格認定申請書、あとで出てまいります様式第1号、それから第2号というのが、先ほど見ていただきました特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書でございます。これは、申請があった場合は、実務は市の方で細かいところを記入して審査するという形になります。

第2項が、「教育委員会は、前項に定める申請を受理したときは、速やかに内容を審査の上、就学奨励費の受給資格の有無を決定し、特別支援教育就学奨励費受給資格認定・不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。」ということでしてございます。

第7条でございますけれども、就学奨励費の支給及び支給方法でございますけれども、教育委員会は、第4条第1号及び第2号に規定する支弁区分、先ほどの収入額が需要額の1.5倍未満の者。第2号は第2段階1.5倍以上2.5倍未満の者。この2つ。先ほど言いました第3段階の2.5倍以上の者は、入っておりませんので、結果としては支給しないというなるわけですが、第2段階の1.5倍以上2.5倍未満の

者と、第1段階の1.5倍未満の者について、支給する。第5条に規定する就学奨励費を支給するという
こととさせていただきます。

8ページになります。

同じく同条第2項によりまして、就学奨励費の支給額は、「特別支援教育就学奨励費支給通知書(様式
第4号)により、学校長を通じて保護者に通知するものとし、年1回3月に保護者の指定する金融機関
の口座に振り込むものとする。」としてさせていただきます。「ただし、就学奨励費を支給する時点において保護
者に学用品費、学校給食費等の未納がある場合は、保護者の委任に基づき、学校長に支払うことができ
るものとする。」としてさせていただきます。

第8条(変更の届出)、第9条(支給の停止)、第10条(認定の取消し)については、規定してございま
すが、ここは省略をいたします。

それから、第11条になります。その他としまして、「この告示に定めるもののほか、就学奨励費の支
給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。」ということとさせていただきます。

最後に、附則でございますけれども、「この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和2年度分の
特別支援就学奨励費から適用する。」としてさせていただきます。

9ページ以降につきましては、各様式でございます。先ほど説明しました様式第2号以外は、特に複
雑な様式ではございませんので説明を省略させていただきます。

先ほど申しましたように、伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱等がございますの
で、そちらが適応される場合は、そちらの要綱の受給の方が優先するというのと、それから、実績と
いいますか、今の作業を行っている数字を申しますけれども、令和2年度は、特別支援学級に通う子ど
もたちが小学校と中学校をあわせまして、184人いらっしゃいます。要保護及び準要保護児童生徒がそ
のなかに31人いらっしゃいます。そちらの方が優先されますので、その方々を除く153人が対象者とな
りますけれども、先ほどの階層といいますか、収入額÷需要額等がございますので、あるいは、その他
の助成等もございまして、それを勘案して残りの93人の方が対象ということで認定してございませ
ん。今後、この要綱を承認していただきますと、支給手続きを行っていくということでございませ
ん。

令和2年度は、オンライン学習通信費の項目を追加しましたけれども、現在、タブレット整備を行っ
ている途中でございまして、オンライン学習はございませんので、実際のこの支出というのは追加をい
たしましたけれども、来年度以降は、多分支出が出てくるのではないかと考えております。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局から説明がありましたけれども、何かご意見・ご質問等ないでしょうか。

(永野委員)

ひとつ聞いていいですか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(永野委員)

特別支援学級に兄弟2人以上入っているケースもあるわけですよね。保護者が1人の場合、この申請
というのは、子ども1人1人単位で申請するのですか。

(万膳課長)

はい。

(教育長)

はい。どうぞ。

(万膳課長)

様式第1号、9ページでございますけれども、児童生徒は1人1人の申請になりますけれども、積算
は世帯で積算をします。

(永野委員)

だから、もし2人以上いたときは、誰か代表の子どもを書けばいいということになりますか。

収入額・需要額の算定は、家族構成が全部入るからわかりますけど。申請は、長子で提出するのか、誰でもいいんですか。

(万膳課長)

はい。申請は、1人1人で申請していただいて、支給は、世帯での支給になると思います。

(永野委員)

そうですね。

そこあたりの、書式は1人1人ということは、2人いたら、この9ページの申請は、2枚提出しないといけないということですか。

(万膳課長)

はい。申請書は、2枚提出するということになります。

(永野委員)

この様式1号は、別々に提出するということですね。

(万膳課長)

はい。様式1号はですね。

そして、様式2号については、同じものですので。

(永野委員)

そうしたら、様式3号の通知というのは、別々に通知するということですね。

(万膳課長)

はい。

(永野委員)

大変だと思いますが、混乱しないようにお願いします。

(万膳課長)

支給項目が、学用品費とか、通学用品とかありますので、1人1人の子どもに対して積算をするということになります。ただ、世帯の収入・支出の積算・判定については、同じ計算をするということになります。その中にご兄弟がいらっしゃる場合は、様式第2号様式のなかに、兄弟の分を控除する計算になっていますので、低く計算をしたうえに、需要額を加算しますので、当然割合が低くでるとということになります。

(永野委員)

わかりました。申請は、子ども単位で申請する。通知も子ども単位で通知する。支給額の内容も子ども単位で書いています。様式4号は、それぞれに支給するのですか。そうした方が間違いはないですね。ですので、申請から支給まで全部、子ども単位ですという解釈になりますよね。

(万膳課長)

はい。この様式からみますと、そういうことになります。

(永野委員)

様式4号に、項目ごと支給がありますけど、子どもが1人のときと、2人以上いたときは、当然、額は変わるという計算になりますよね。

(万膳課長)

はい。この第4号様式がですね、例えば兄弟が2人いらっしゃる場合、まとめた支給になるのか、ここだけがちょっと詳しく調べておりませんでした。

(永野委員)

そこらあたりの事務処理が、煩雑になって間違わないようにと思って質問をしてみました。

別々に支給した方が、個人ごとの内訳もわかるし、人数の把握もすぐできると思いますので、間違いはないと思いますが、同じ世帯の場合、別々になるというから。それでも、間違いはないと思いますが、そこらあたりはどうしているのかなと思いました。

(万膳課長)

そこは、ちょっと調査不足でした。すみません。

(永野委員)

そういうケースはありうるわけですね。

(万膳課長)

はい。

支給項目は、学用品等個々に計算をして、合算して世帯に支給するという方法だと思えます。

(永野委員)

申請は何人いてもいいですが、問題は、保護者に通知・支給するのに、混乱や間違いが生じないようにお願いします。

(万膳課長)

調査が足りなくて申し訳ございませんけれども、学用品・通学用品費とか、修学旅行費とか、新入学児童生徒学用品費とか項目がございますので、例えば、今年1年生に入学した子どもと、上級生に兄弟がいた場合は、当然、この新入学児童生徒学用品費というのは、下の子どもしか該当しませんので、もしかするとこの様式第4号を別々に通知しているのかもしれない。

(永野委員)

その方が間違いはないけど、それを合算すると、今度は保護者から「これは、2人分入っているのですか」とか積算内容について、その都度質問がくると思えます。その時に、対応しないといけないので、その辺は、事務処理のことだと思います。

(万膳課長)

気を付けるところだと思います。

(教育長)

はい。そのほかにもございませんか。

(長野吉泰委員)

はい。ひとつ聞いていいですか。

(教育長)

はい。どうぞ。

(長野吉泰委員)

このような支援というのは、対象の子どもたちに対して市から案内があるのでしょうか。

(万膳課長)

はい。学校長を通じまして、対象となる特別支援学級に入られる方々に案内をさしあげて、そして、申請をいただいてという形になります。

そして、先ほど申しました要保護・準要保護といった除外項目の方が優先ですので、それ以外の方の特別支援学級の方にご案内をさしあげて、様式2号につきましては、事務局側で計算をするということでございます。

(長野吉泰委員)

特別支援学級が184人いて、残り93人が対象ということですので、93人以外の方は、何かしらの支援をいただいているということなんですよ。

(教育長)

結局ですね。今まで対象となる特別支援学級の子どもたちには、支給をしていたわけです。市として、こういう要綱がなく、文科省の要綱に基づいて、支給をしていました。オンライン学習通信費を含めながら、市の要綱を整備する必要が生じたので、新しく作成したということになります。

(長野吉泰委員)

はい。わかりました。

(万膳課長)

補足でございますけれども、なかには、私は辞退しますという方もいらっしゃいますし、収入・支出の関係で、2.5倍を超える方も中にはいらっしゃいますので、そういう方も除外ということになります。

(教育長)

そのほか、何かございませんか。

なければ、議決に入りたいと思います。

議案第27号「伊佐市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第27号は議決されました。

次に、委員から提出された動議等の討論等に入ります。

前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

はい。ありません。

(教育長)

はい。特にないようですので、以上で討論等を終わります。

その他の件に入ります。

急遽成人式を延期ということに決めたわけですが、これについて、社会教育課長の方から説明をお願いいたします。

(轟木課長)

はい。お手元の方に、2枚綴りでお配りしてあります資料をご覧くださいと思います。

表題の方に、「成人式延期判断までの経緯及び県内感染状況」とまとめました。

この日付については、各自治体及び県が発表しました日付であります。

この翌日に、新聞発表になっているということでございます。

まず当初、これまでの経緯を説明しますが、9月24日、下段の○印ですが、市長・副市長協議では、伊佐市内においてクラスター等が発生しない限り、これは、伊佐市内で1名2名程度のコロナウイルス感染者が出た場合では、成人式を実施する方向で決定しておりました。

その後、国内・県内感染拡大と、隣接する出水市で発生した集団感染を踏まえて、成人式の延期を下記理由により決定しました。

この決定日については、12月17日に決定をいたしました。

これまでの経緯のなかで、その上の表のなかの※が12月9日についていると思いますが、これにつきましては、11月中旬頃から問い合わせの電話等が増えはじめまして、12月4日付けで追加対策を含めた注意喚起文書をこの12月9日に各成人式対象者及び理容業界の方々へ送付をいたしました。12月9日まで色々理容業界とも協議を重ねてきたわけですが、対策を講じるというようなことで、この時点ではまだ実施の方向でしたけれども、その後、出水中央高等学校のクラスターの発生、それから、12月10日の国から35都道府県往来・外出自粛要請の発出が新聞等で発表されました。これに伴い、その後の12月11日から成人式を中止する又は延期するという自治体が増えはじめております。それを踏まえまして、課内協議をいたしました。12月17日に教育長の方にご相談したわけですが、その後、理由といたしましては、年末年始にかけて、県域を越えて移動することで、感染拡大の大きなリスクがあり、成人式の感染拡大防止だけでは、新成人をはじめとする市民の不安を払拭することはできず、また、安全を確保することが極めて困難であると判断いたしました。また、都市部に在住している成人式対象者が成人式への帰省を悩んでいる。また、その家族もどう判断していいかわからないなどのような不安を口にするというような問い合わせの電話が多数ありました。こういったことと、振袖レンタルや帰省に係る交通費等のキャンセル費用に対して、早めの判断が必要であったというようなことから、12月17日に教育長協議のあと、市長・副市長協議を踏まえて、延期をこの時点で決定いたしました。

翌日、12月18日に新聞報道でご存じかと思いますが、伊佐市の延期の発表をしました。

その後、12月24日昨日ですが、さつま町が中止の決定をしました。感染者の数が入れてありませんが、

ここは、15名県内で感染したというような発表がございました。

2枚目以降、ご覧いただきたいと思います。

1ページの裏面をご覧いただきたいと思います。

伊佐市の成人式対象者数を掲載してあります。

全部で268名、中学校卒業名簿上でいいますと、大口中央中学校が133名、菱刈中学校が81名、大口明光学園中学校が17名、出水養護学校が5名、市外他中学校の対象者が32名となっております。

そのうち、伊佐市内に住所がある対象者数は144名53.7%、それから、伊佐市外に住所がある対象者数は124名46.3%、ただし、この上の伊佐市内に住所がある144名については、県外に在籍する学生等の住所も含まれておりますので、ほぼ8割方は、県外からの出席となるもようだという判断をしております。

(教育長)

8割が県外ですか。

(轟木課長)

はい。

2枚目には、現時点までの県内成人式の各自治体の開催、若しくは中止、延期等の一覧表を掲載してあります。

中止、延期につきましては、町に限って言えば、全ての町が中止又は延期。実施につきましては、10市2村というふうに現在ではなっているところでございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

成人式に参加する人も、また、帰省で迎える家族も安心して成人式ができる状況ではないと判断をいたしました。

伊佐市もいつ発生してもおかしくない状況ではあると思います。

成人式を延期することについて、市民から何かありますか。

(轟木課長)

今のところ、電話の問い合わせが1件だけありまして、新聞報道で伊佐市の記事が掲載されましたが、ちょうどその下に、湧水町の振袖の補助が掲載されていまして、それに関する問い合わせが1件だけありました。ほかは、発表してから以降は、電話の問い合わせは全くございません。

振袖のことですが、補足してよろしいでしょうか。

(教育長)

はい。

(轟木課長)

振袖と交通費のキャンセル等については、当初、成人式対象者に案内文書を出すところで、振袖、若しくはそういったキャンセル等については、一切補償はしませんというように明記をしておりましたので、湧水町さんの方は、明記していなかったということをお聞きしております。対象者、若しくは家族の皆様は、一切そういった補助はないものだというように理解されていると思っております。

(教育長)

はい。今、社会教育課長が説明をしましたように、8月に成人式を延期するということで進めていきたいと思っております。8月が延期ということになりますと、次の成人式もありますので、難しくなってきます。是非、8月には実施できればいいなと思っております。

(永野委員)

いい判断だったと思います。

(教育長)

はい。成人式については、以上でございます。

では、もう一つ、市の人事異動表がお手元にあると思いますが、12月14日付けで、教育委員会スポー

ツ推進課の職員が人事異動になりました。農政課の方に異動になっております。

農政課の業務が極めて多忙になったことによる異動でございます。

他にないでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、特にないようですので、これもちまして、令和2年第12回定例教育委員会を閉会いたします。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。